山梨県

令和８年度若者ビジネスチャレンジ支援事業費補助金

創業・事業化の初期費用を補助します

山梨県内で新たに開業・創業した方の、事業化に必要な初期経費を支援します。

補助率	補助上限	申請方法
2/3以内	30万円	支払後に申請

こんな方が対象です

- 申請時点で18歳以上39歳以下の方（法人の場合は要件を満たす方が創業に関与した代表者であること）
- 山梨県内で新たに創業した個人事業主、または新たに設立した法人
  （令和8年10月15日以後に開業・設立し、申請日時点で1年未満）
- 市町村の特定創業支援等事業の証明書、または県のキャリアアップ・ユニバーシティの指定講座を受講・修了した証明書等がある方
- 補助金交付後の実施状況調査にご協力いただける方

対象となる主な経費

- **法人設立等・定款認証経費**（司法書士への報酬等）
- **市場調査・事業計画策定経費**
- **広告宣伝費**
- **ウェブサイト関連経費**
- **試作品開発・デザイン等経費**
- **検査・分析・認証取得経費**
- **専門家相談・指導経費**

申請時には、支払い内容に応じた支出証拠書類が必要となります。

申請までの流れ

次のいずれかを受講
・特定創業支援等事業（市町村が実施）
・やまなしキャリアアップ･ユニバーシティの特定講座
> **山梨県内で開業･創業**
> **対象経費を支出 申請書類を準備**
> **申請**

令和８年度事業 申請受付期間	**令和8年11月20日（金）から令和9年3月19日（金）まで** ※予算上限に達した場合は、期間中でも受付終了
令和８年度事業 対象期間	**令和8年10月15日（木）から申請日まで** ※上記期間内で対象経費の取引・成果物等と支払の両方が完了していること

※補助対象経費は消費税等を除いた額。区分別の上限があります。
※交付には審査があり、支出だけで補助金の交付が保証されるものではありません。

お問い合わせ

山梨県産業政策部スタートアップ・経営支援課
スタートアップ支援担当
https://forms.cloud.microsoft/r/6z184fPfRR

制度詳細・申請様式 県ホームページへ
https://www.pref.yamanashi.jp/startup/documents/wakamono-challenge.html

詳しくは県ホームページの公募要領・申請の手引きをご確認ください。